

# 1. 新・第2の矢「夢を紡ぐ子育て支援」

## 新・第2の矢「夢をつむぐ子育て支援」

平成28年4月26日  
第7回一億総活躍国民会議提出資料

- 妊娠・出産、子育てによる不本意退職を解消し、働きたいと希望する人すべての柔軟な労働市場参加や継続就業を実現する。「希望を生み出す強い経済」にも貢献。

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図る。

### 基本コンセプト

### 働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による  
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

#### <働き方改革の推進>

- 同一労働同一賃金の実現
- 長時間労働の是正
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 男性の意識改革
- 女性活躍促進

等

#### <両立支援の推進>

- 育児休業制度の見直し
- 保育の受け皿拡大
- 保育士の確保・処遇改善
- 放課後児童クラブの拡充

等

### 総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに  
支援する社会的基盤の構築

#### <総合的子育て支援の推進>

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
- 地域の子育て家庭への支援

等

- ひとり親家庭・多子世帯への支援
- 児童虐待の防止、社会的養護
- 子どもの貧困への対応

等

○ 国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現＝希望出生率1.8を実現

○ 次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現

○ 現在の若年世代の労働参加や就労継続希望を実現

: 女性の就業率(25～44歳) 70.8%(2014年) → **77%(2020年) ⇒ 80%程度**  
(欧州の出生率の高い国並み)

: 1・2歳児の保育利用率 38.1%(2015年) → **48.0%(2018年) ⇒ 60%程度**

: 第1子出産前後の女性の継続就業率 38%(2010年) → **55%(2020年) ⇒ 60%程度**

: 男性の育児休業取得率 2.3%(2014年) → **13%(2020年)**

: 一時預かり事業利用者数 延べ406万人(2014年度) → **1,134万人(2020年度)**

目指すべき  
将来像

# 「新しい経済政策パッケージ」(人づくり革命) <子ども家庭局関係抜粋>

## 1. 幼児教育の無償化

- ・幼児教育の無償化を一気に加速。3歳から5歳までのすべての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化。
- ・幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、専門家の声も反映する検討の場を設け、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から、来年夏までに結論を出す。
- ・0歳～2歳児についても、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化。
- ・消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施。

## 2. 待機児童の解消

- ・「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備。
- ・2018年度(来年度)から早急に実施。
- ・保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む。今年度の人事院勧告に伴う賃金引上げに加え、2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ。

## 3. 高等教育の無償化 (略)

## 4. 私立高等学校の授業料の実質無償化 (略)

## 5. 介護人材の処遇改善 (略)

## 6. これらの施策を実現するための安定財源

- ・社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる増収分を①教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、②財政再建とに、それぞれ概ね半分ずつ充当。①について新たに生まれる1.7兆円程度を、上記1. 2. 3. 及び5. に充てる。人づくり革命の政策は、消費税率10%への引上げを前提として、実行。
- ・子ども・子育て拠出金を0.3兆円増額。法律で定められた拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分は、2018年度から実施する「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費に充てることとし、そのための子ども・子育て支援法の改正法案を次期通常国会に提出。

## 7. 財政健全化との関連 (略)

## 8. 来年夏に向けての検討継続事項

- (1)リカレント教育 (略)
- (2)HECS等諸外国の事例を参考とした検討 (略)
- (3)全世代型社会保障の更なる検討
  - ・今後、2019年10月の消費税増税後の全世代型社会保障の更なる実現に向け、少子化対策として更に必要な施策を検討する一方、その財源についても、「社会全体で負担する」との理念のもと、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用、企業負担のあるべき姿を含め併せて検討。

# 少子化対策の総合的な展開

## 【これまでの取組】

総合的子育て支援

妊娠・出産・子育てへの支援

- 子育て世代包括支援センターの普及
- 不妊治療助成の実施

特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- 「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望のプロジェクト）」（2015年12月）
- 児童福祉法改正（2016年、2017年）

育児休業と保育の切れ目ない保障

- 待機児童解消加速化プランの前倒し（40万人分→50万人分）
- 「切れ目のない保育のための対策について」（2016年9月）
- 育児・介護休業法改正（保育所に入れない等の場合の育休の延長）
- 企業主導型保育事業の創設等

若者の雇用・経済的基盤の改善

- 「正社員転換・待遇改善実現プラン」（2016年1月）
- 若者雇用促進法
- 年金改革法
- 女性活躍推進法

非正規雇用をはじめとする女性の就業継続の支援

- 育児・介護休業法改正
- 企業主導型保育事業の創設等

## 【今後に向けた取組】

### 「人づくり革命」の断行

- 幼児教育・保育の無償化

### 待機児童解消に向けた「子育て安心プラン」の実施

- 多様な保育の提供を含めた保育の受け皿の更なる拡大
- 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
- 総合的な保育人材の確保、保育士等の処遇改善の実施

### 総合的子育て支援の推進

- 児童虐待の発生予防から自立支援までの総合的な対策の推進
- 小児・周産期医療提供体制の更なる整備促進
- 「すくすくサポート・プロジェクト」推進
- 児童扶養手当の所得制限限度額引上げ及び支給回数が増
- 子育て世代包括支援センターの全国展開

### 両立支援の推進

- 放課後児童クラブの拡充と支援員の処遇改善
- 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

### 働き方改革の推進

- 長時間労働の是正等（労働基準法改正法案の早期成立、36協定の再検討等）
- 同一労働同一賃金の実現
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 被用者保険の適用拡大の促進
- 女性活躍推進

### 推進体制の抜本的強化

- 子ども家庭支援、働き方改革などを強力推進、推進体制の抜本的強化
- 児童虐待防止対策に関する省内推進本部、関係府省庁連絡会議、地方自治体との緊密連携等による総合的な取組推進

### 「地域共生社会」へのパラダイムシフト

- 子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を実現
- 公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

アベノミクスの成果活用等による持続的成長と分配の好循環の推進

希望出生率1.8

一億総活躍社会の実現

両立支援・働き方改革

# 平成30年度の社会保障の充実・安定化について

## 〈30年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.4兆円》

### ○基礎年金国庫負担割合 2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1 の差額に係る費用を含む)

3.2兆円

### ○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の改善

1.35兆円

### ○消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.39兆円

### ○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.4兆円

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成30年度の増収額8.4兆円については、
  - ①まず基礎年金国庫負担割合 2分の1 に3.2兆円を向け、
  - ②残額を
    - ・「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」と
    - ・「後代への負担のつけ回しの軽減」に概ね 1：2 で按分した額をそれぞれに向ける。

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2)上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。

# 平成30年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事 項	事 業 内 容	平成30年度 予算案	平成29年度 予算額			
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養護の充実	416	208	208	416	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	(注5) 10	6	17	
医療・介護 サービスの提供体制 改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・ 地域医療介護総合確保基金(医療分) ・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	934 473	622 335	311 138	904 442	
	地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域医療介護総合確保基金(介護分) ・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分 (介護職員の処遇改善等) ・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	724 1,196 434	483 604 217	241 592 217	724 1,196 429	
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612	
	国民健康保険への財政支援の拡充 ・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・ 保険者努力支援制度等 (基金取り崩し分による措置を含めた総額) ・ 財政安定化基金の造成	1,664 (注6) 1,527 (1,697) 160	832 1,527	832 0 0	1,664 800 1,100	
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700	
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248	
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	246	123	123	221	
	難病・小児慢性 特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用 等	2,089	1,044	1,044	2,089
	年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	256
		遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	50	47	3	44
合 計		18,659	10,732	7,927	18,388	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。  
(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.87兆円)の財源を確保。  
(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。  
(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。  
(注5) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.2億円)は各省庁に計上。  
(注6) 平成29年度に特例的に積み立てた財政安定化基金の一部も活用して、保険者努力支援制度等の支援に必要な約1,700億円は確保。

# 待機児童の解消に向けた取組の状況について

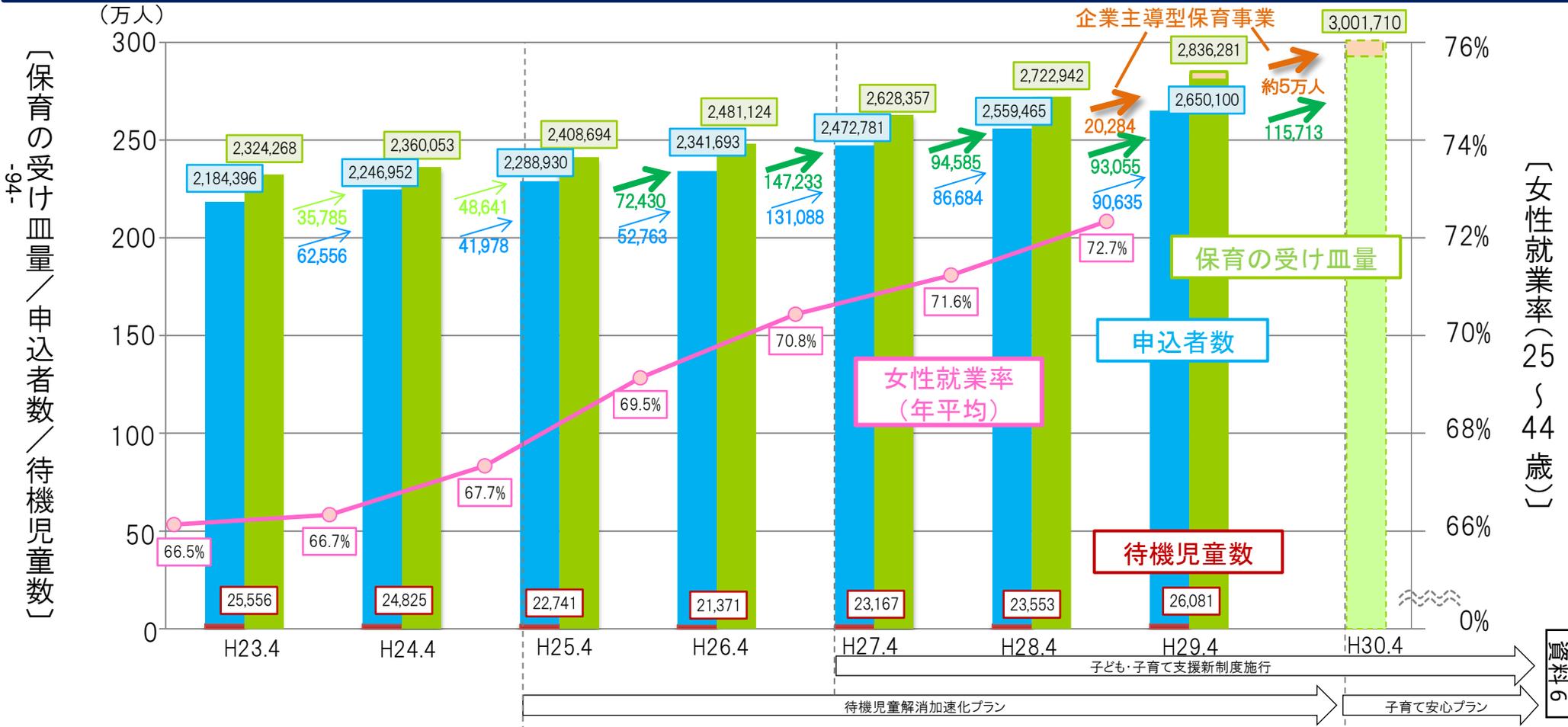
(平成29年9月1日公表)

## 【保育の受け皿拡大の状況】

- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25年度から29年度末までの5年間では、約52.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約48.3万人分）を約4万人分上回る見込み。
- さらに、企業主導型保育事業（平成28年度から実施）の受け皿拡大量を約5万人分から約7万人分に上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

## 【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- 平成28年度における保育の受け皿拡大量は約11.3万人（企業主導型保育事業を含む。）
- 一方、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い申込者数も年々増加。平成29年4月時点の申込者数は、約265万人で、昨年度と比較して増加（約9.1万人増）。
- 平成29年4月時点の待機児童数は、26,081人。



# 「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

## 【待機児童を解消】

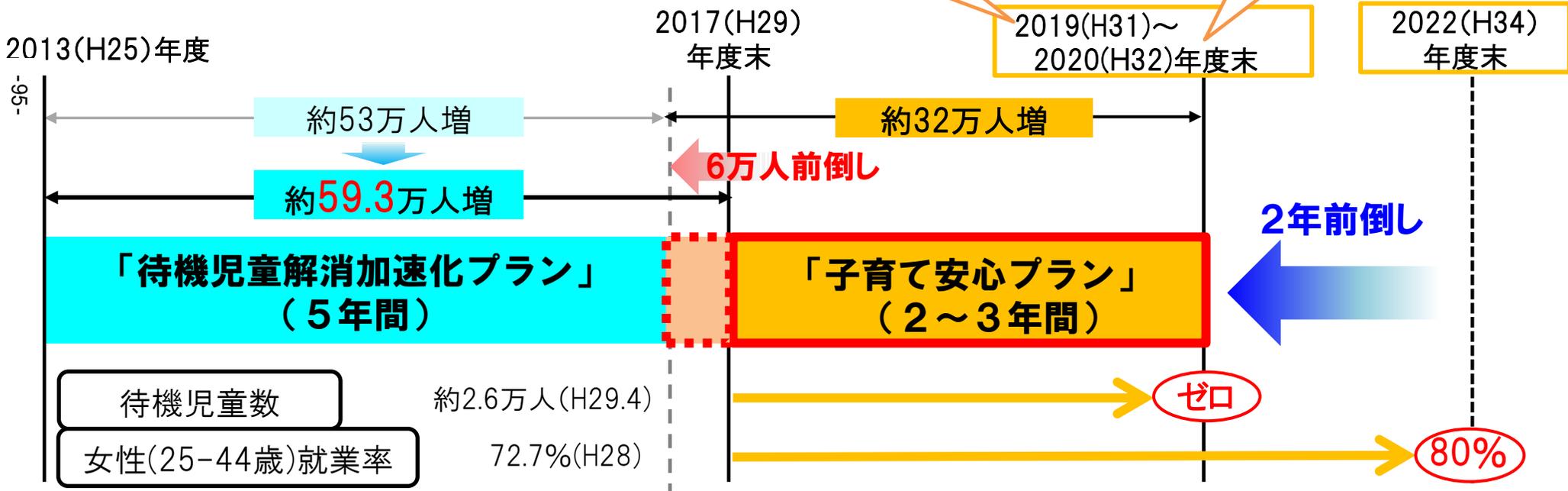
東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保**。（遅くとも平成32年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

## 【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

**「M字カーブ」を解消**するため、平成30年度から平成34年度末までの**5年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備。  
(参考) スウェーデンの女性就業率：82.5% (2013)

**自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保**  
(遅くとも3年間で待機児童解消)

**2年前倒し**し、平成32年度末までの**3年間で約32万人分**の受け皿を整備



※ 保育人材の確保に関し、平成29年度予算では、一律2%の処遇改善を実施し、安倍内閣の下で合計10パーセントの改善を実現。また、同時に技能及び経験に応じたキャリアアップの仕組みを設け、月額最大4万円の処遇改善を実施。

# 市区町村における待機児童解消の取組状況の「見える化」について

## ◆ 「子育て安心プラン実施計画」の作成

- 「子育て安心プラン」参加対象の市区町村は、初めて、市区町村全域に加え、**保育提供区域毎**に「子育て安心プラン実施計画」を作成し、**遅くとも2020年度末までに待機児童をゼロ**とする。
- 「**0歳、1・2歳、3歳以上**」の**年齢区分別**に「申込児童数(保育ニーズ)」、「利用定員数(整備量)」、「待機児童数」を見込んで計画を作成。
- 申込児童数の見込みについては、**保育を必要とするが申込みに至らないケースも含め、潜在的な保育ニーズを的確に把握**するため、**保育コンシェルジュなどを積極的に活用**するよう指導。
- **都道府県は**、市区町村の実施計画における**保育ニーズの見込み等が適切かどうかを精査**。

## ◆ 「子育て安心プラン実施計画」の公表

- 「子育て安心プラン実施計画」について、年齢区分別に、2020年度末までの**見込・計画数、実績**を厚生労働省HPにおいて**公表し、市区町村の待機児童解消の取組状況を「見える化」**。